

明治学院大学情報ネットワーク規定

1995年3月15日 大学評議会承認

2000年1月19日 大学評議会承認

- 第1条 本規程は明治学院大学情報ネットワーク（以下「MAIN」という。）の利用について定める。
- 第2条 MAINの運用と管理、利用者の審査と登録は情報センター長がこれを行う。
- 第3条 MAINの利用者は本学に在籍する教職員と学生とする。ただし、学院、学部、研究所等から願い出があった者あるいは機関には利用を許可することがある。
- 第4条 MAINに接続しようとする者は、情報センター長に申請しその許可を得なければならない。
- 第5条 情報センター長は MAINの運用と管理およびトラブルを防止し秩序を維持するために必要な処置をとることができる。
- 第6条 利用者は MAINのシステムの安定、セキュリティの確保に協力しなければならない。
- 第7条 MAINの利用にあたっては大学のネットワークであることを踏まえ、関連する法令と人権を守らなければならない。
- 第8条 MAINの利用細則は別に定める。
- 第9条 この規程の改廃については情報機器等利用計画本部会議の議を経て、大学評議会の承認を要するものとする。

付 則

- 1 この規定は、1995年4月1日より施行する。
- 2 1999年4月1日一部改正施行（第7条(7)）
- 3 2000年4月1日一部改正施行